

URP26-02

公平性のリスクに関する規程

(第2版)(案)

平成30年XX月XX日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

目 次

1. 目的	3
2. 基本方針	3
3. 適切な利害関係者の特定、利害関係者の均衡のとれた構成	3
4. 認定の公平性に関する評価委員会	3
5. 具体的事項	4
附則	5
[図1 公平性のリスクに関するフロー図]	6
[様式1 公平性に係るリスクの特定と取り組み]	7

公平性のリスクに関する規程

1. 目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「IAJapan」という。)は、試験所・校正機関・製品認証機関等の適合性評価機関の認定業務を運営するに当たって、認定機関に対する要求事項であるISO/IEC 17011の要求事項を満足するマネジメントシステムを運営し、認定機関として公平性のリスクを継続的に特定し、分析し、評価し、対応し、監視し、記録を保管するための手続きをここに定める。

2. 基本方針

IAJapanは認定機関として、公平性のリスクに関して以下を行う。

- (1) マネジメントシステム上の個々の仕組みの適切性を維持する。
- (2) 認定活動における公平性のリスクを継続的に特定する。
- (3) 特定したリスクを排除又は最小化を行う。
- (4) (3)の対応後の残留リスクを監視する。

3. 適切な利害関係者の特定、利害関係者の均衡のとれた構成

IAJapanは審議される対象及び時期によって審議案件の適切な利害関係者が変わりうるものと考え、これら利害関係者の特定及び各委員会における利害関係者の均衡のとれた構成の維持のため、以下の手順により実施する。

- (1) 認定スキーム毎に直接的な利害関係者として、認定した適合性評価機関(申請し、認定の授与に至らなかった適合性評価機関を含む)のリストを作成し、維持する。
- (2) 認定スキーム毎に間接的な利害関係者として、認定した適合性評価機関から提供された適合性評価機関の顧客のリストを作成し、維持する。
- (3) 認定スキーム毎に(1)、(2)を除く、適合性評価機関の団体、報告書等の結果の利用者(エンドユーザーを含む)、業界団体、スキームオーナー及び政府規制当局等の利害関係者を特定したリストを作成し、維持する。
- (4) 審議案件を審議にかける毎に、(1)、(2)及び(3)のリストから、審議される対象及び時期並びに審議案件に関する利害関係者から均衡のとれた構成を考慮して、適切な利害関係者を選択し、審議案件の審議を行う委員会に招へいする。

4. 認定の公平性に関する評価委員会

適切な利害関係者が効果的に関与できる機会として、参加する利害関係者の均衡のとれた構成によって公平性を確保するため、IAJapan内に認定の公平性に関する評価委員会を設置する。

当委員会は、IAJapanの業務運営の公平性の確保のため、認定活動における個々の仕組みの適切性の評価並びにすべての公平性に関するリスク分析の網羅性及びその処置対応の妥当性に関する協議を行う。

当委員会に関する具体的な内容は、別途、規定する。

5. 具体的事項

IAJapanは、図1のフロー図のとおり、次の事項を行う。

(1) 認定活動における個々の仕組みの適切性を維持する。

- ①総括・庶務グループマネージャーは、認定の公平性に関する評価委員会に苦情、異議申立て(チーム編成時の異議を含む)、不適合を含む業務に関する報告を行い、同委員会は、認定活動における個々の仕組みの適切性の評価を行う。
- ②IAJapanは、①の評価を受けて、必要に応じて個々の仕組みを見直し、関係する規程の改正を行う。

(2) 認定活動における公平性のリスクを継続的に特定する。

- ①各プログラムマネージャー及び課題別マネージャー(以下「マネージャー」という。)は、関係の課題別マネージャーへの情報照会(例:認定機関の要員が適合性評価機関の委員会委員に就任、業界団体主催の講演会の講師依頼を受ける等の情報)を行い、リスクを特定するための必要な情報を適宜入手する。
- ②マネージャーは、様式1を使用し、リスク毎の状況の変化(例:申請、変更届の提出、外部組織の委員の就任、外部講師の受託、他組織との覚書の締結、外部委託の締結、外部審査員のチーム編成 等)を機会として公平性のリスクを継続的に特定する。
- ③マネージャーは、特定したリスクについて、発生時期、内容及びリスクの大きさに関する現状分析を行う。

(3) 特定したリスクの排除又は最小化を行う。

- ①マネージャーは、特定したリスクについて、処置の必要性を検討する。
- ②マネージャーは、処置が必要なリスクに対して、取組み(案)を策定し、取組み(案)の効果(リスクを排除又はどこまで最小化できるか)を評価する。
- ③マネージャーは、リスクの取組み(案)までを記載した様式1を取りまとめ、認定の公平性に関する評価委員会の審議案件とする。同委員会は、取組み(案)等の妥当性の評価を行う。
- ④同委員会の評価によって取組み(案)等の修正が必要な場合、マネージャーは取組み(案)の修正を行う。
- ⑤マネージャーは、取組み(案)に従ってリスクの排除又は最小化を行い、その結果をトップマネジメントに報告する。

(4) (3)の対応後の残留リスクを監視する。

- ①トップマネジメントは、実施した取組みの結果の報告を受け、容認できるリスクレベルか否かを判断するため、すべての残留リスクをレビューする。

②マネージャーは、トップマネジメントのレビューによって容認できるリスクレベルとされた残留リスクに変化がないか、継続的な監視を行い、様式1に記録する。

(5) レビュー後の対応

①トップマネジメントは、容認できるリスクレベルまでリスクを低減できない場合は、認定を提供しない。

(6) 記録の保管

①総括・庶務グループマネージャーは、様式1の記録の保管について、記載の変更がなされる毎に保管するものとする。

附則

(施行期日)

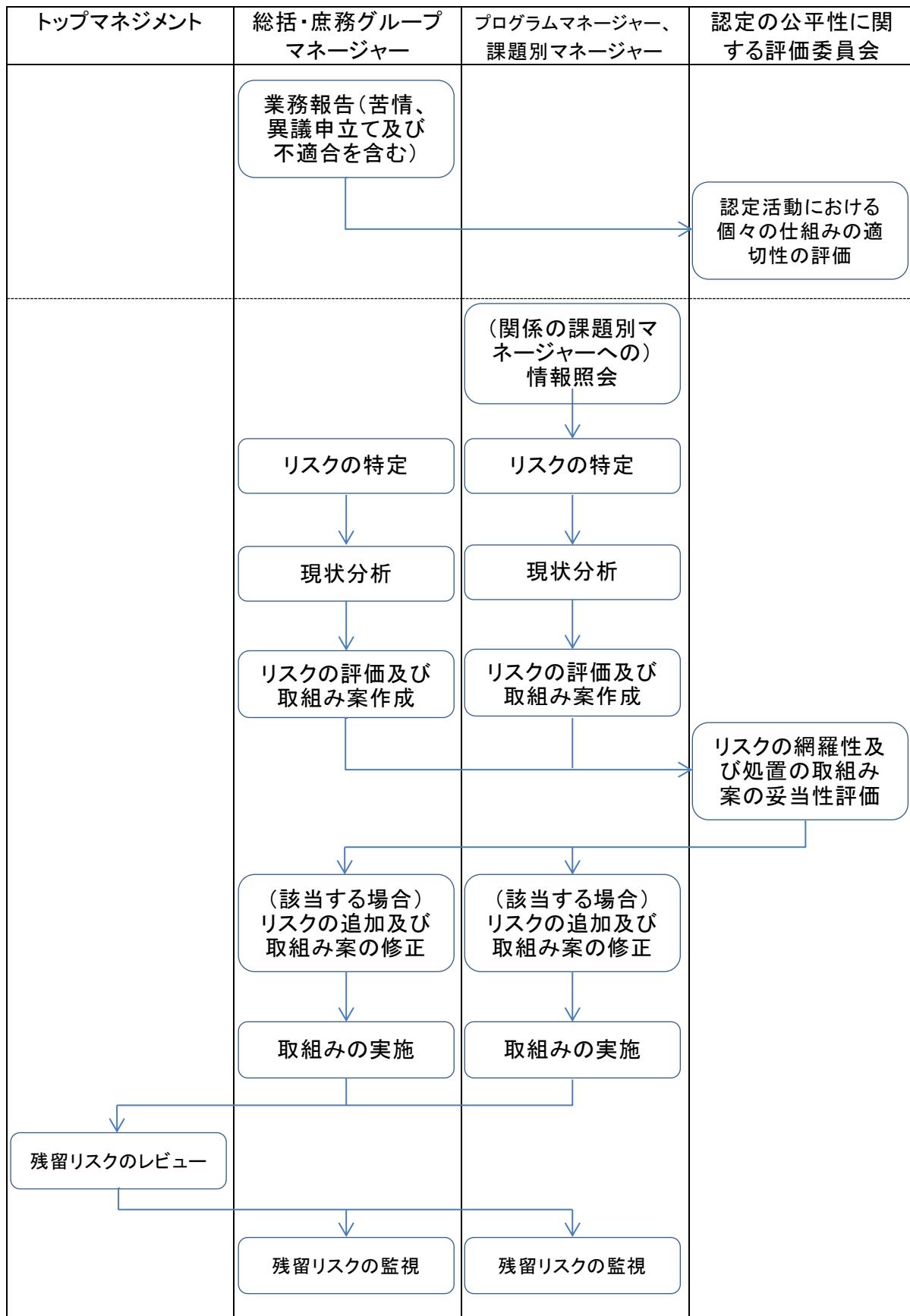
この規程は、平成30年8月29日より適用する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年〇〇月〇〇日より適用する。

[図1 公公平性のリスクに関するフロー図]



[様式1 公公平性に係るリスクの特定と取り組み]

No.	対応プログラム・グループ	①リスクの発生源[特定]	②リスクの分析[分析]	③リスクの評価及び取組み(案)[評価]	④委員会審議における評価又は修正点[評価]	⑤実施した取組みの結果[対応]	⑥レビュー結果	⑦監視状況[監視]
1		(例:認定機関の要員が適合性評価機関の委員会委員に就任) (例:適合性評価機関所属の外部審査員を審査チームに編成) (例:業界団体主催の講演会の講師依頼を受ける)	<発生時期> <内容・結果> <頻度> <結果の影響の大きさ> <リスクレベル>	<取組み(案)> <取組み(案)の効果>				<監視時期> <残留リスクの現在の状況>

注:リスクの発生源として、[所有:組織の所有者]、[統治:他組織の組織統制下等]、[マネジメント:経営層の他組織との兼務]、[要員、審査員等:他組織との兼務]、[共有資源:事務所の共有]、[財務:出資、運営資金の提供元]、[契約:契約を取り交わしている個人、組織]、[外部委託]、[教育・訓練]、[マーケティング:ブランド提供先、マーケティングなどの委託先]、[手数料の支払い、新規顧客の紹介に関するその他の誘引条件に基づく関係]が挙げられる。